

第3回群馬県環境審議会水質部会 (第1部：取水障害関連等) 議事録

日時：平成25年1月18日(金) 13:30から
場所：群馬県庁 昭和庁舎2階 第21会議室

事務局(小柴次長)

(司会)

事務局(山口部長)

環境森林部長の山口と申します。

環境審議会水質部会の開会にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきますと思います。委員の皆様、また、市町村の皆様におかれましては、本日大変お忙しい中御出席いただきまして誠に有り難うございます。この場をお借りしまして、御礼申し上げたいと思います。また、日頃から水質保全並びに環境行政の推進について、ご指導、ご尽力うけたまわりまして誠に有り難うございます。

さて、本日の部会の事案ですが、昨年5月に発生いたしました利根川水系における浄水場でのホルムアルデヒド検出事案について、当審議会において再発防止に向けた県の取り組みについてご検討いただいたところでありまして、それを踏まえまして、昨年12月の県議会で群馬県の生活環境を保全する条例の一部改正を行ったところでございます。部会の皆様には、昨年6月と8月の各部会におきまして、国の制度を補完する県の当面取るべき措置等についてご審議をいただき有り難うございます。

本日の読売新聞にも排出元である企業に対する賠償請求に関する記事が出ておりましたが、下流において取水制限や断水等により35万人に及ぶ被害が出た事案であります。群馬県が上流県として、水質保全についてもしっかりと取り組まなければならないということを強く認識した事案であります。

本日の部会におきましては、条例改正を受けまして新しい制度について具体的に規定することとなる条例施行規則の改正、また、事業場等での化学物質の適正な管理に関する指針についてご審議を賜りたいと考えております。県といたしましても、水質汚濁事故の未然防止に向けまして実効性のある制度を構築したいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては宜しく願いいたします。

簡単ではありますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。宜しく願いいたします。

事務局（小柴次長）	（司会）
角田部会長	<p>開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>先ほど山口部長からもお話がありましたように、昨年5月に発生した利根川水系浄水場でのホルムアルデヒド検出事案につきましては、その再発防止に向けて、これまで環境審議会水質部会として6月22日及び8月30日に部会を開催し、群馬県として今後取り組むべき事項について意見書を作成し、その意見書に基づき8月31日に環境審議会に答申が行われました。その後、群馬県の生活環境を保全する条例の一部改正が、昨年末の県議会で行われました。</p> <p>そして条例の一部改正により必要となる群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正や化学物質の適正な管理の指針の基本的な考え方について群馬県知事から環境審議会に諮問があり、それについて当部会に意見が付託されました。そのため本日の部会では、第1部として条例改正を受けた水質汚濁事故の未然防止のための新たな制度のあり方について、第2部では来年度の水質測定計画についてご審議いただきたいと思っております。</p> <p>委員の皆様から積極的な意見をいただきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。簡単ではありますが開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。</p>
事務局（小柴次長）	（司会）
	（委員紹介）
事務局（小柴次長）	（司会）
	（事務局紹介）
角田部会長	<p>それでは審議に入らせていただきます。</p> <p>まず次第3の付託された諮問事項についてであります。事務局から資料3について説明をお願いします。</p>
事務局（石田主任）	（資料3説明）
角田部会長	<p>有り難うございました。</p> <p>今の説明のとおり、付託された議題としまして、1番はホルムアルデヒドに関する問題から条例施行規則の改正と化学物質の適正な管理に関する指針について意見を述べるものであり、2番は国の基準の改正を受けて群馬県の条例の基準を改正することに対して条例</p>

	<p>の規定に基づき意見を求められているというものとなります。</p> <p>何か質問等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
角田部会長	<p>次第4議事の(1)事案の概要、これまでの審議状況及び群馬県における対応について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(石田主任)	<p>(資料4説明)</p>
角田部会長	<p>有り難うございます。</p> <p>今ご説明のあったとおりですが、8月31日に委員会を開きまして答申の内容について議論しました。国の対応を考慮し、国の対応を補完するという考えで、県として何をするか議論していただき(資料4の)3番の答申の概要となりました。それを受けて条例の改正が行われ、本日の諮問ということでもあります。</p> <p>今の説明に対して、何かご質問はありますでしょうか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
角田部会長	<p>それでは次に、議事の(2)群馬県の生活環境を保全する条例の一部改正の概要について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(石田主任)	<p>(資料5、資料6説明)</p>
角田部会長	<p>有り難うございます。</p> <p>これが今日議論するベースとなるものですが、これに関してご質問はありますでしょうか。</p> <p>特定指定物質として11物質を施行規則で定めるということですので、これが11物質で妥当かどうかということについて議論することになります。また、管理に関する指針についても特定指定物質や特定指定物質取扱事業者等について(群馬県の生活環境を保全する条例の)47条等で定義しているのですが、これらについて何かございますでしょうか。</p>
田中委員	<p>水濁法では指定物質という表現で、県の条例では特定指定物質となっており、「特定」という表現が入っているのですが、どういった意味合いがあるのでしょうか。</p>
事務局(石田主任)	<p>指定物質という名称は法律で使用されており、そのまま使用する</p>

	<p>ことはできないという状況です。条例では法律に類した新しい用語を設定しなければならないということで、「特定」という言葉を付け、指定物質に関わりはあるものの、異なる概念の物質であるという意味合いで新しく作り出した名称となっています。</p>
事務局（青木課長）	<p>法律で決めている56物質と全く同じ物質であれば名称も同じでよいのですが、違う物質になり得るということで新しく名称を設定しております。</p>
角田部会長	<p>その他はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは次に議事の（3）群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正及び特定指定物質の適正な管理に関する指針の策定に関する考え方（案）について、ここが最も重要な部分になると思いますが、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（石田主任）	<p>（資料7-1～3説明）</p>
角田部会長	<p>有り難うございました。</p> <p>この部分が非常に重要な内容となりますので、時間を取って議論したいと思います。</p> <p>特定指定物質の定義について、先ほどの説明にもありましたが、特定指定物質を資料5にある11物質とすることに関して、ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>現在、指定物質は56物質あり、そのうち水道法や水質汚濁防止法でカバーされている物質については除き、規制のない10物質を指定するという考え方かと思えます。そのため、この10物質が重複しているということになるのかと思えます。</p> <p>56物質についてですが、26ページでは50物質となっているのですが、残りの6物質はどういった物質でしょうか。</p>
事務局（青木課長）	<p>水質汚濁防止法で指定物質に定められているのが56物質です。26ページの表の最上欄の50物質というのは、水道法で定めた飲み水の基準のある物質となっています。その表の右側の水質汚濁防止法の指定物質として10物質が記載されていますが、水質汚濁防止法の指定物質は全てで56物質あり、そのうちの10物質が飲み水に関わる物として水道水質基準の中にも入っているということになります。ですので、その表に入らない（水道水質基準が定められていない）物質が、46物質あるということになります。</p>
角田部会長	<p>水道水質基準の50物質を、（今回の条例で規定する物質の）基</p>

準としているということですね。

これに関してはよろしいでしょうか。

次は事業者の定義についてですが、一番重要な点は概ね0.5トンを基準とするということだと思います。埼玉県等でも同様な規制ができ、今回の事案から判断すると概ね0.5トン程度から危険度が増すということで、決められた数値ということですが、これについて何かありますでしょうか。

板橋委員

0.5トンが一年間で少しずつ排出されるということと、短時間で排出されるということで、状況はかなり異なると思うのですが、そこについては何か考えがあるのですか。

事務局（青木課長）

今回は有害物質ではなく、指定物質ということであり、少しずつ河川に排出される場合には飲み水に影響は出にくいと考えられますので、そういった意味で排出基準は定めておりません。一度に大量に排出された場合に飲み水に影響が出る可能性があると考えており、年間に0.5トン取り扱っている事業者の中には少しずつ取り扱っている事業者もいるとは思いますが、場合によっては一度に0.5トン入荷して保管しているという状況も考えられ、何らかの間違いで一度に河川に排出してしまう可能性がありますので、年間の取扱量が0.5トンというのを基準としております。

少しずつ入荷しており0.5トンを保管する可能性のない事業者もいるとは思いますが、安全を考え年間0.5トンとしております。

板橋委員

（基準を）厳しくしているということですか。

事務局（青木課長）

そうです。

資料の33ページについてですが、下から3行目の「原因物質の流出量が0.4～6トンと推定された」とありますが、正しくは「0.6～4トン」です。この量は厚生労働省が推計したのですが、今回の事案を受けてこの量が水道水源に影響を及ぼすということで、それよりも低い0.5トンを基準としてはどうかと考えました。

角田部会長

有り難うございます。

その他ありますでしょうか。

宮里委員

今回の事案は5月に発生したので利根川の水量が最も多い時期であり、その時期で0.6～4トンで事故が起きたということですが、水量が少ない時期ですと0.6トン以下でも事故が発生すると考えられるのですが、その点の検討はされていますか。

事務局（青木課長） 今回のような事故が起きたのは、ヘキサメチレンテトラミン（HMT）で初めてでして、この事案を受けて HMT を含む11物質を特定指定物質として定めようとしているところですが、他の10物質について知見は全くありません。HMT についても、0.6トン以下で問題がないかという議論はされておりません。こういった規制を作っていく上で、先行している法律として全国状況を把握するための PRTR 法というものがあまして、その中では取扱量が年間1トンとなっております。PRTR 法の1トンに合わせるかという議論もあったのですが、（原因物質の流出量として）0.6トンというものがありますので、それを受け止めて0.5トン基準としました。ただ、水量の関係、HMT 以外の物質について、今後何らかの知見が出てくれば0.5トンでも不十分ということになり得ると思っています。まずは、第一歩として0.5トンとしております。

角田部会長 その他ありますでしょうか。
先日話題にもなったのですが、例えば鉄や銅、亜鉛などの金属くず等を扱う業種などではかなり大量に扱っており、そのような業種は特定事業者との線引きが難しいと思うのですが、そういったことに関してはいかがでしょうか。

事務局（佐藤係長） 水質汚濁防止法では、指定物質を製造、使用、処理、貯蔵する事業者に対して指定物質を含む水が一度に大量に公共用水域に流れ込むことで人の健康被害を及ぼすおそれがあるときに事故時の措置を義務づけるという考え方でありますので、指定物質を含む水になるような形態で扱っている事業者が水質汚濁防止法の対象となります。この条例でも同じような考え方を取っていきたくと考えています。
そうなりますと、鉄くずがそのものを含む水として公共用水域に流出することは基本的にはないであろうと考えていますので、そういった業種は規制からは外れると考えております。ただ、固体全てを規制から外すということではなく、水に入ることによって水溶液となる物質については対象にすべきと考えています。

事務局（青木課長） これについては、いわゆるスクラップ屋から届出を出してもらうという主旨ではありませんので、規則ができた際にはわかりやすく周知させていただきます。

角田部会長 定義に関してはよろしいでしょうか。
次に適正管理計画の届出に必要な事項についてですが、よろしいでしょうか。

(委員意見なし)

角田部会長

それでは次に取扱量の把握方法についてですが、何にでも（どのような業種にも）通用する方法ということでこういった表現になるのかと思うのですがよろしいでしょうか。

(委員意見なし)

角田部会長

次に届出に必要な事項についてですが、事業者の負担等を考えると重要なところだと思います。

一度届け出た事業者については、3割程度の変動がなければ毎年度届け出る必要はないとしているのですが、よろしいでしょうか。

(委員意見なし)

角田部会長

次は、変更及び廃止の届出についてですが、これはこのとおりかと思えます。

次に秘密情報の取り扱いについてですが、PRTR 法にも秘密情報の取り扱いについての規定があると聞いたのですが、これは PRTR 法の規定に準じているのでしょうか。

事務局（佐藤係長）

基本的な考え方は同じで、PRTR 法に準じております。今回、特定指定物質を届け出ただく場合につきましても、例えば「鉄及びその化合物」という表現で規定されていますので、そういった名称等を使っていきたいと考えています。

角田部会長

ここまではよろしいでしょうか。

次に特定指定物質の適正な管理に関する指針の策定に関する考え方についてで、これは事業者の方にどういった管理体制をお願いするかということについてですが、これに関していかがでしょうか。

まず、管理の指針の骨子ということに関してです。

アは性状と量の把握をきちんとしてもらうということについて。

イは設備をきちんと管理してもらうということで、適切な設備を使って事故を未然に防止してもらうということになります。

ウが事務的な管理体制ということですが、責任者及び担当者を置き適切に管理してもらうことになります。これについては、こういった物質を取り扱っている事業者では、すでに PRTR 法等に対応している化学物質の管理担当者がいると思いますので、そういった方が一緒にやるということになると思います。ですので、事業者の負

担はそれほど大きくないのかと思います。

エの教育・情報についてですが、これは主に従業員の方を対象としていて、従業員の教育をきちんとしてもらうということになります。

オは事故が発生した場合の対策を定めてもらうものでして、事故が起きた場合にはきちんに対応してもらうというものになります。

付帯事項として、住民等とのリスクコミュニケーション等について言及されています。

何かこれらについて抜けている部分等がありますでしょうか。

田中委員

今回の改正は国のガイドラインを補完することを目的としていて、事故の未然防止の観点からということだったかと思います。例えば国のガイドラインでは23ページに廃棄物情報を契約書への記載を義務づけるとありますが、34、35ページの今回の改正では廃棄物処理業者への情報提供について触れていないのですが大丈夫なのでしょうか。

補完するということですので、国のガイドラインは処理業者を対象としており、それが前提にあるので、(今回の改正は)指定物質を取り扱っている事業者を対象としているということでのよいのでしょうか。

事務局(青木課長)

確かに、事業者が原材料として使う場合と事業者から廃棄物として排出され処理業者で処理される過程で流れ出る場合と二つありまして、今回の事案は後者が原因となりました。国は水質汚濁防止法の改正で対応しており、合わせて環境省では廃棄物処理法に基づいた形で産業廃棄物の処理を委託する事業者が処理業者にきちんと情報を伝える仕組みであるWDSガイドラインを強化しており、廃棄物処理法の延長で対策するということがありますので、県はそれを踏まえてそれ以外のところではできることをやるというのが今回の改正となっています。

ですので、もちろん廃棄物として委託する場合の情報伝達について県からも指導等を行っていきますが、条例改正の中には入っておりません。

角田部会長

よろしいでしょうか。

その他に何かありますでしょうか。

掛川委員

35ページの(3)付帯事項については、どういったことを行うかわからないのですが、事業者が近隣の住民の方と会議を開きなさいというものなのでしょうか。

ひとつ上にもどりまして、県の対応とは異なる話ですが、事故発生時等の対応についてであります。今回の事案で私が一番驚いたのはダムが放流したことです。国からの要望で放流を行ったということなのですが、今後もこのような事案が起こった場合はこういった対応をすることがあるのだろうと思いますが、このような対応は周辺の住民としては非常に大きな問題だと思います。もっと暖かい時期ですと川に人がいた可能性もあり、雨も降らないのに急に増水するということは非常に危険なことだったと思います。国は首都圏の水道を守るために、群馬県民の安全を考えていたのか疑問です。国の対応等についても考える必要があると思うのです。

事務局（青木課長）

付帯事項のリスクコミュニケーションのところにあるのは、管理指針のエにある化学物質についての教育や情報共有を事業者の中で従業員に対して行っていただくというのが基本となっています。それを受けて、社会全体に化学物質が広く出回っているという状況を踏まえると、この会社がこういう化学物質を扱って何をしています、（管理が）きちんとされているということを情報公開していただいて、地域の住民の皆様にも理解をしていただき、さらには意見を出していただき、管理の中で住民の方の目から見て抜け落ちているところ等を指摘してもらい、そこを補強してリスクを減らしていくための手段としてリスクコミュニケーションを使っていたらいいと思います。

事業者と周辺の住民の方でリスクのない状態にしていただき、理解をしていただき、言い方は厳しいかもしれませんが、監視をしていただくということで、事故を未然に防止するという体質にしていただくということでも付帯事項に入れさせていただいております。

掛川委員

事業者の中には廃棄物処理業者の方等もいると思いますが、地域の住民の方と触れあわずに仕事をしているというイメージがあるので、そういった機会があるといいなと思うのですが、具体的にはどういったことをやるのでしょうか。

事務局（青木課長）

様々な形があると思うのですが、年に1回住民の方に説明会を開きなさいというような格式張ったものは考えておりません。

一部の企業では休みの日に地元の小学校の生徒に対して環境教育の一環で工場開放して普段こういったものを使ってこういったことをやっているというような情報公開を教育も含めて社会貢献という形で行っているという企業もあります。

化学物質というのは危険な部分もあるかもしれませんが、一部の

プロだけが扱うということではなく、広く住民の方にも理解していただき安心していただきながら、風通しのよいところで使っていくというのが長い目で見れば事故の未然防止に繋がっていくのではないかとという理念的な考え方もこの部分には入っていますので、何かを義務づけるというようなことは今の段階では考えていません。

宮里委員

管理指針の骨子（案）についてですが、公共用水域等の環境中に放出された場合の挙動等についての情報を収集しなさいということなのですが、事業者の中の資格を持った方の、その資格の範囲内で持っている（環境中に）放出された場合の情報ということなのか、それとも今回の事案のように実際に（環境中に）広まってしまったHMTは浄水場で塩素処理されることでホルムアルデヒドを生成するというこれまでよくわかっていなかった情報もあると思うのですが、そこまでを求めているのでしょうか。

事務局（青木課長）

後者までを求めたいと思っています。

今回のHMTはそれ自体が有害な物質ではなく、こういった事故になると知っている人は少なかったということがあります。これを受けて、（事故の原因物質となる）可能性のある85物質だけでなくもっとあるかもしれないということで、国が去年8月に検討した中で積み残した課題としてHMT以外の物質については今後知見を集めていきたいというものがありませんでしたので、今後そういった情報が出てくると思います。

各企業が扱っている物質についても、今後それ自体が有害ではないけれども（公共用水域に出た後に有害物質になる）というのがありますので、県が持っている情報は伝えていきますが企業の方にもそういったアンテナを張っていただきたいという主旨になります。

宮里委員

新たな知識が出てくるので、企業の方にもそういった勉強をしてそれを受け入れてくださいということですね。

有り難うございました。

角田部会長

ここまでよろしいでしょうか。

それでは資料7の4の説明をお願いします。

事務局（設楽技師）

（資料7-4、資料8説明）

角田部会長

有り難うございました。

これは国の水質汚濁防止法の規則の改正ということですので、妥当な変更かと思うのですが、何かご質問ありますでしょうか。

(委員意見なし)

角田部会長

よろしいでしょうか。

新しい制度を作っていく上で基本となる考え方についていろいろなご意見をいただきました。今いただいた意見は事務局で整理し、改めて委員の皆様にご確認いただくということになります。その後、に当部会の審議結果として環境審議会本会に報告したいと思います。環境審議会本会への報告については部会長に一任ということによろしいでしょうか。

なお、報告に基づいて環境審議会本会から群馬県知事に答申されることとなります。

それではその他(次第5)の説明をお願いします。

事務局(石田主任)

(資料9説明)

角田部会長

有り難うございます。

今の説明、県の今後の対応についてご質問等ありますでしょうか。

それでは、以上を持ちまして第1部取水障害関連の審議を終了させていただきます。委員の皆様には、御協力有り難うございました。

少し休憩を取りまして、引き続き宜しくお願いいたします。

事務局(小柴次長)

(司会)

※第1部：取水障害関連等終了